

鳥取県公報

令和4年12月2日(金) 号外第78号

毎调火·金曜日発行

					母短八 亚阳日九日
\Diamond	公	告	目 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	次 (経営支援課)	2
·					

農地法 (昭和27年法律第229号) 第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から 農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み 替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
日野郡日南町下石見字ジョウロク3064	ш	161
日野郡日南町下石見字ジョウロク3065		1,824
日野郡日南町下石見字三通田3087	田	1, 441
日野郡日南町下石見字三通田3088		92

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権 の始期	存続期間	借賃に相当する補償 金の額(円/年)	補償金の支払の方法
日野郡日南町下石見字ジョウロク3064	令和 5	5年	0	農地を利用する権利
日野郡日南町下石見字ジョウロク3065	年3月		4, 740	の始期までに鳥取地
日野郡日南町下石見字三通田3087			3, 690	方法務局米子支局に
日野郡日南町下石見字三通田3088			0	供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年12月16日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課(鳥取市東町一丁目220)

- (3) 記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名及び住所
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項